

〈付属資料〉

板橋区基本構想

板橋区長期基本計画審議会委員名簿

板橋区長期基本計画審議会審議経過

東京都板橋区長期基本計画審議会条例

板橋区基本構想

【平成 17 年 10 月 19 日議決】

1 基本構想策定の背景

平成7年に策定した基本構想は、将来像をその前の基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神・淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし2005計画」を着実に進めてきました。

区の今後10年間の人口は、ほぼ現在の規模で推移し、その後は徐々に減少の傾向に入ると予測され、高齢化が一層加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和30年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題への対応、情報化・国際化への取り組みなどをさらに推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成・支援も急務となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財源の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため、個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代の要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

既に区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担いあい、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

2 基本構想の意義

この基本構想は、おおむね 20 年後を想定し、板橋区の望ましい将来像とその実現に向けた目標を示すものであり、区政の長期的指針となるとともに、区民と区との協働を一層進めていくための共通の目標となるものです。

また、国・都および事業者などが、板橋区における計画策定や事業を行う際には、指針として尊重されるべきものです。

3 基本理念

基本構想の根底を貫く三つの考え方を基本理念とします。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、男女はもとより、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

この基本理念は、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くものです。

4 将来像

将来像は、おおむね 20 年後の板橋区の姿を表します。

いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”

将来像には、次のような意味が込められています。

「いきいき暮らすまち」は、いのちの躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育・福祉が充実している状態を表します。

「緑のまち」は、身近に緑や水などの豊かな自然があるとともに、平和でやすらぎのある安全な生活環境を表します。

「文化のまち」は、板橋に根付いた文化を大切にしつつ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民のこころの豊かさを表します。

5 基本目標と施策の方向

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、区が取り組む施策の方向を示します。

- I のびやかに生きがいをもって暮らすまち
- II こころ豊かなふれあいと活力のあるまち
- III 安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標は、区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から構成しています。

基本目標 I は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 II は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 III は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

基本目標Ⅰ：のびやかに生きがいをもって暮らすまち

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障がい者（児）などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

Ⅰ－１ 安心して子どもを産み育てられるまち

- 子どもを産み育てることの大切さと、あわせて地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を高めます。
- 父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。
- 母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じた子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

Ⅰ－２ 次世代の生きる力をはぐくむまち

- 家庭・学校・地域が緊密に連携し役割を担い、教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。また、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えます。
- 基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が生かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。
- 障がいのある児童・生徒への特別支援教育を推進します。また、教育施設の充実や子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。
- 青少年を犯罪や薬物、有害情報などから守る環境を整え、自ら判断できる力を養うとともに、いのちと性を大切にすることの育成に努めます。

Ⅰ－３ 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

- いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。
- 健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。
- 中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実させます。
- 保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、こころと体の健康に対する安心を確保します。

I-4 生涯を通じてこころ豊かに過ごせるまち

- 生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。
- スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。
- 住宅に対するニーズの変化や多様な世帯構成に対応できるよう、良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりをもって長く住み続けられるよう支援します。

I-5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

- 子どもや高齢者、障がい者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションを推進し、質の高い福祉サービスを確保します。
- 寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。
- 高齢者や障がい者(児)などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

I-6 すべての人が個性や能力を発揮して活躍するまち

- 男女が性別にかかわらずなくとも参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。
- 元気な高齢者や障がい者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組みます。
- 多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実させます。

基本目標Ⅱ：こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

区民の様々な活動を通して、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

Ⅱ－１ 地域の課題を協働で解決するまち

- 地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。
- 地域住民をはじめ、町会・自治会、NPOなど、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、警察・消防などの関係機関や企業・商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

Ⅱ－２ 産業が発展するまち

- 消費者の多様なニーズに対応でき、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。
- 産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。
- 経営相談・資金融資・情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。
- 区民農園・観光農園などの農地の活用や地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した都市にふさわしい農業を振興します。

Ⅱ－３ 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

- 区内の人材や企業・大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。
- 地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティービジネスの展開を促進します。
- 区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に情報発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

Ⅱ－４ 豊かな地域文化をはぐくむまち

- 歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、こころ豊かなやすらぎのある生活空間を形成します。
- 文化芸術に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

Ⅱ－５ 異なる文化や価値観を尊重しあい交流するまち

- 地域における区民の国際交流や国際協力活動を支援するとともに、海外の自治体や団体との友好に努めます。
- 地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。
- 区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ：安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切にする暮らしやすいまちの実現をめざします。

Ⅲ－１ 安全・安心活動に取り組むまち

- 区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。
- 区民の命と財産を守るため、情報伝達体制を構築し、区民や団体・事業者・自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組めます。
- 災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。
- 自転車や自動車の安全運転と歩行者も含めた交通マナーの向上に、区民や事業者・関係機関と連携して取り組めます。

Ⅲ－２ 災害に強く住み続けられるまち

- 建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくりまします。
- 市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

Ⅲ－３ 地域の個性を生かした美しいまち

- 都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくります。
- 市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。
- 地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

Ⅲ－４ 環境を守り資源を大切に利用するまち

- 地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区民や事業者とともに生活や生産活動の中で環境を守り改善していくための仕組みをつくり、行動していきます。
- 生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。
- 自動車公害や騒音・悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

Ⅲ－５ 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

- 国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、公共交通の安全性と利便性を向上させます。
- 自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。
- だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

Ⅲ－６ 情報の保護と活用を図るまち

- 情報通信機器の利用機会や操作知識などによって生じる情報格差を解消するため、IT（情報通信技術）の学習の機会を充実させ、区民が必要に応じて容易に情報を活用できる環境づくりに努めます。
- 区が保有する様々な個人情報の保護を図り、適正に管理するとともに、事業者や団体に対しても、個人情報の保護の徹底を図ります。
- 個人情報を悪用した迷惑行為や犯罪被害に遭わないように、広く区民に注意を喚起していきます。

6 構想実現のために

(1) 区民と行政との協働関係の形成

- 施策の立案・実施・評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。
- 行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。
- 区民、町会・自治会、NPO、事業者などとともに、それぞれの特性と能力を発揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働の仕組みづくりに努めます。

(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

- 限られた財源の中、持続的発展と区民福祉の向上を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。
- 多様化する区民ニーズに対応するため、民間事業者の発想や経営手法を取り入れて公共のあり方を見直し、公共サービスに対する区の責任を果たしつつ、民間によるサービスの提供を進めます。
- 財政規模や今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。
- 区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総合的な情報化施策を推進します。
- 行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、わかりやすい行政評価制度の構築に努めます。
- 基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民とともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

(3) 自治権の拡充

- 地方分権と特別区を取り巻く自治制度改革の流れの中で、基礎自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。
- 効率的・効果的な施策を展開するため、国・都・関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

板橋区長期基本計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	和田 守	大東文化大学学長
会長代理	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	冷水 豊	上智大学総合人間科学部教授
委員	橋本 久義	政策研究大学院大学教授
委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
委員	山下 泰子	文京学院大学経営学部教授
委員	渡部 茂	大東文化大学経済学部教授
委員	飯田 金広	板橋区体育協会会長
委員	大澤 清重	板橋区町会連合会会長
委員	大野 喜久雄	板橋区文化団体連合会会長
委員	大原 雅榮	元板橋第三小学校校長
委員	金子 照円	板橋区社会福祉協議会会長
委員	木村 繁夫	東京あおば農業協同組合代表理事組合長
委員	坂口 和子	NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター監事
委員	杉田 尚史	板橋区医師会会長
委員	原田 曠暉	板橋区商店街連合会会長 ※第10回審議会～
委員	宮崎 昌治	連合板橋地区協議会議長
委員	深山 宏	板橋区建設業協会会長
委員	吉川 宏	板橋産業連合会副会長
委員	坂本 静枝	公募区民
委員	田崎 百合繪	公募区民
委員	平岩 宏子	公募区民
委員	菊田 順一	板橋区議会議長 ※第10回審議会～
委員	中村 静代	板橋区議会副議長 ※第10回審議会～
委員	佐々木としか	板橋区議会議員 ※第10回審議会～
委員	郷野 洋次郎	板橋区議会議員
委員	大田 伸一	板橋区議会議員
委員	佐藤としのぶ	板橋区議会議員 ※第10回審議会～
委員	松島 道昌	板橋区議会議員
委員	小島 基之	板橋区助役
委員	細野 卓	板橋区収入役
委員	佐藤 廣	板橋区教育長

〈前委員：第1回審議会～第9回審議会〉

前委員	松田 清志	前板橋区商店街連合会会長
前委員	秦 源彦	前板橋区議会議長
前委員	稲永 壽廣	前板橋区議会副議長
前委員	天野 久	板橋区議会議員
前委員	すえよし不二夫	板橋区議会議員

板橋区長期基本計画審議会審議経過

月 日	回	審議事項
平成 16 年 7 月 28 日 (水)	第 1 回	(委嘱状伝達式) ・ 諮問 ・ 板橋区の現況
9 月 22 日 (水)	第 2 回	・ 施策の現状と課題 ・ 基本構想ワークショップからの提案 ・ 新たな基本構想の課題
10 月 29 日 (金)	第 3 回	・ 分野別課題の検討 ① (コミュニティー、防災・防犯、都市構造)
11 月 19 日 (金)	第 4 回	・ 分野別課題の検討 ② (健康、福祉)
12 月 13 日 (月)	第 5 回	・ 分野別課題の検討 ③ (子どもの育成、教育、男女平等・文化・国際化)
12 月 21 日 (火)	第 1 回 起草委員会	・ 起草方針と今後の日程 ・ 中間答申のまとめ方
平成 17 年 1 月 14 日 (金)	第 6 回	・ 分野別課題の検討 ④ (産業・労働・消費生活、環境)
1 月 20 日 (木)	第 2 回 起草委員会	・ 分野別課題のまとめ ・ 中間答申のイメージ
1 月 25 日 (火)	第 7 回	
2 月 1 日 (火)	第 3 回 起草委員会	・ 中間答申(案)の検討
2 月 9 日 (水)	第 8 回	
2 月 25 日 (金)	第 4 回 起草委員会	・ 中間答申(案)の検討
3 月 15 日 (火)	第 9 回	・ 中間答申(案)の検討 ・ 中間答申 ～基本構想～

4月 2日 (土) ～4月 20日(水)	パブリックコメント：中間答申に対する区民意見の募集 (意見の件数 14人、66件)	
4月 9日 (土)	中間答申の説明会：区民に対する中間答申の内容説明、質疑 応答、意見交換 (参加者数 24人、意見の数 31件)	
5月 17日 (火)	第5回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申に対する区民意見 ・ 基本構想(案)の検討 ・ 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案) の検討
5月 23日 (月)	第10回	
6月 22日 (水)	第6回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想(案)の検討 ・ 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案) の検討
7月 11日 (月)	第11回	
8月 9日 (火)	第7回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想(案)の検討 ・ 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案) の検討
8月 19日 (金)	第12回	
9月 9日 (金)	第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終答申 ～基本構想、基本計画に盛り込む べき施策のあり方～

◎ 起草委員会委員

会長 中 井 検 裕
 委員 冷 水 豊
 委員 橋 本 久 義
 委員 三 橋 規 宏
 委員 山 下 泰 子
 委員 渡 部 茂



東京都板橋区長期基本計画審議会条例

昭和 48 年 3 月 15 日
東京都板橋区条例第 2 号

改正 平成 16 年 3 月 11 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 東京都板橋区の長期基本計画に関する事項を調査審議するため、区長の付属機関として東京都板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期基本計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する委員 35 人以内をもつて組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公募による者
- (4) 区に勤務する職員

一部改正〔平成 16 年条例 3 号〕

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月11日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

刊行物番号

17 - 172

板 橋 区 基 本 計 画

《平成 18 年度～平成 27 年度》

平成 18 年 3 月発行

編 集 板 橋 区 政 策 経 営 部 政 策 企 画 課
〒 173 - 8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03(3579)2011 FAX 03(3579)4211
URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

印 刷 ナカバヤシ株式会社
板橋区東坂下 2-5-1
TEL 03(3558)1271
